

第 21 期 事 業 年 度

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

監 査 報 告

独 立 行 政 法 人 造 幣 局

令和6年6月21日

独立行政法人造幣局

理事長 後藤 健二 殿

独立行政法人造幣局

監事 桑田 周一

監事 木股 英子

監査報告の提出について

標記について、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき監査報告を作成したので、別紙のとおり提出します。

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の令和 5 事業年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、造幣局の本局及び各支局において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、造幣局の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 造幣局の業務は、年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。しかしながら、職務専念義務違反の事案に見られるとおり、法令等の遵守については更なる徹底が必要と認められる。

なお、職務専念義務違反については、対象者に対し処分が行われ、再発防止策は順次実施されている。本件を踏まえ、長年の慣習に惑わされることなく労使ともに常に法令等に照らし行動を確認し続けることが重要であり、これは全ての行動にも適用すべきことと考える。

2. 内部統制システムに関しては、業務方法書に基づき整備され、継続的にその見直しが図られているものと認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

今後も、環境変化に的確に対応しつつ、持続的・安定的に業務運営を行い、求められる役割を果たしていくため、P D C Aサイクルを通じて、内部統制システムの更なる実効性向上に取り組むことが求められる。

3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
4. 財務諸表等に対する会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
5. 事業報告書は、法令等に従い、造幣局の状況を正しく示しているものと認める。

III. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項

1. 給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況及び保有資産の見直しは、事業計画に従い着実な取組がなされているものと評価し、特段指摘すべき事項はない。
2. 理事長の報酬水準の妥当性については、理事長の報酬は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬及び業務の実績などを考慮して決定されており、妥当であると認められる。

令和6年6月21日

独立行政法人造幣局

監事 桑田 周一

監事 木股 英子